

町政懇談会



町民の皆さんや地域のご意見をお聞きし、町づくりに反映させるための町政懇談会が1月7日から3日間の日程で行われました。
11会場で開かれた町政懇談会には、延べ149名の町民の皆さんが参加され、町政の動向や町政の施策に関することを中心に提言や要望が出されました。

平成21年町政懇談会では、町政の情報提供、町長と地域の意見交換、町政全般に対するご意見・ご提言をいただくという内容で開催しました。
その主な内容について、お知らせいたします。

【町からの情報提供】

新冠町立国民健康保険診療所の開設概要について

診療所の概要

◆診療所開設日

平成21年5月1日（金）

（現病院建物内、特老増床20床同時開設）

◆診療所の名称

新冠町立国民健康保険診療所

◆病床数

18床（一般病床3床・療養病床15床）

◆診療科目

4診療科（①内科 ②整形外科 ③小児科 ④外科）

◆医師体制

常勤医師3名体制（現行同様常勤医師3名体制を維持します）

◆診療日及び診療時間

これまでと同様、基本的に診療日、診療時間は変わりません。

◆休日等時間外救急及び夜間診療対応について

①休日等時間外救急はこれまでと同様、継続対応いたします。
②毎週木曜日の夜間診療について

◆休日等時間外救急及び夜間診療対応について
①休日等時間外救急はこれまでと同様、継続対応いたします。
②毎週木曜日の夜間診療について

・内科は、継続対応いたします。
・整形外科は受診件数も少なく、看護体制縮小による効率的対応を検討した結果、中止することになりました。（但し、外科系患者さんの救急対応は従来どおり行います。）

入院患者対応

①診療所は、病院時の55床から約3分の1の18床に減床しますので、多くの入院患者を迎え入れることはできなくなります。
②現在、病院は30〜35名の入院患者さんがおりますが、このうち20名近くの方は病院から特老へ移行していただく予定であります。

残り10〜15名の入院患者さんは、診療所の病棟に引き続き入院していただくこととなりますので、病院から規模縮小となる診療所へ移行しても現在の入院患者さんの居場所がなくなる心配はございません。

特別養護老人ホームの増床について

特別養護老人ホームは平成21年5月から現在の50床と合わせて、現病院建物内に20床増床しますので70床となります。





合併特例法に基づく法定協議会設置の住民発議の経緯・経過並びに結果について

市町村の合併の特例に関する法律に基づく、合併協議会設置の請求が新冠町並びに新ひだか町の住民発議によって署名活動が行われ、対象町の違う枠組みで（新冠町と新ひだか町、日高

町・新冠町及び新ひだか町の2つ）の合併協議会設置の請求がありました。

まず、新冠町住民発議については、有権者数の50分の1以上（有権者数4、863人の50分の1で98人以上）の署名活動を行い、10月15日に合併協議会設置に係る請求を新冠町長に提出されました。

12月5日第5回臨時会を招集し、新冠町・新ひだか町合併協議会の設置についての議案を合併協議会設置規約並びに町長の意見書を附して提案いたしました。

◆町長の意見書趣旨

1 全国町村会においても、平成の合併が地域に与えた影響が大きいことなどから合併した自治体、合併していない自治体あわせて17市町村で調査を行った結果を見ると、財政支出の削減により財政基盤の強化などプラス効果がある一方で、住民サービスの削減・低下、行政と住民の信頼関係や町づくりに対する連帯意識の低下、さらに周辺部となった農山村の衰退などによって

プラス効果よりもマイナス面が上回っている結果となっている。

2 国も市町村行政に関わる多くの重要事項の取り扱い方針が示されておらず不明確である。さらには、道内分権も本格的に進んでいない状況にある。

3 新冠町においては、町民が希望を持って町づくりに参加し、本町が発展することを基本に行政運営を行っており、平成の合併の全国町村会での調査結果や国の動きを踏まえると、広域行政については取り組まなければならない課題ではあるが、現時点では早急に合併を進める状況では無いと考える。

また、付議された議会では慎重な審議を行うため特別委員会を設置したところです。特別委員会で様々な観点から審査及び調査をしていただき、12月19日の第4回定例会において、「町は合併延期を申し入れの年度から自主自立に向けた行財政改革

を推進しており、委員会としても今、合併に向けた合併協議会を設置することは、町民に混乱と不安を与えるものと判断した」との意見を附し、審査結果として「否決」すべきものと決定した旨の特別委員会委員長報告があり、「新冠町・新ひだか町合併協議会の設置」議案が全会一致で否決されました。

議会は否決しましたが、相手町の新ひだか町議会が「可決」したため、有権者数の6分の1（808人）以上の有効署名が集まれば、合併協議会設置の是非を問う「住民投票」を行うこととなります。さらに住民投票を行うと有効投票総数の過半数以上の賛成があったときは、合併協議会を設置しなければならぬことになり、両町の合併議論が行われることも想定される場所があります。

（なお、有権者数の6分の1以上の有効署名の提出が新冠町選挙管理委員会になかったため、住民発議の手続きは終了となり、今回の住民発議による住民投票は行われません。）